

令和7年1月24日

## 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問及び回答

横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 申請要項	
【ページ】 5 ページ「カ 備品等の扱いについて」	
質問 1	<p>「横浜市が所有する備品等（備品等Ⅰ種）が使用できなくなった場合には、横浜市と調整のうえ、指定管理者が指定管理料又は団体の負担により当該備品等を修理・修繕するものとします」とありますが、「団体の負担により」とは指定管理料以外に指定管理者である法人の自己財源から負担という解釈で間違いないでしょうか。</p> <p>また「多額の費用を要することなどにより修理が困難なときは、指定管理者は、横浜市と協議のうえ、原則として、当該備品等を廃棄し、同等の機能を有する備品等を購入または調達し、指定管理者が購入又は調達した備品等（備品等Ⅱ種）として管理するものとし、備品等（Ⅰ種）とは明確に区分して管理するものとします。」とありますが、活動拠点の備品(31 ページ参照)には点字用パソコンや点字プリンター等購入にあたって多額の費用を要する備品も整備されています。</p> <p>この場合においても行政負担ではなく指定管理者の負担(法人の自己財源含む)において購入または調達するというのでしょうか。</p>
回答 1	<p>上段の質問についてはご認識のとおりです。</p> <p>下段の質問については個別に協議の上、決定していくことになります。</p> <p>点字プリンター及び録音機器の修繕並びに更新費用については、小破修繕費として年間の合計金額が 30 万円の範囲内（指定額）で、指定管理料で負担することとしています。なお、これらの年間修繕費が合計 30 万円を超えた部分の金額は、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととします。</p>

【資料名】 申請要項	
【ページ】 5 ページ「(4) リスク分担」	
質問 2	<p>リスクの種類のうち「物価変動」における、「収支計画に多大な影響を与えるもの」に該当する場合の基準についてご説明ください。</p> <p>消費者物価指数について、ここ数年 3%前後の上昇が続いています。</p> <p>この傾向が続いた場合、指定管理期間である 5 年間を通算すると、毎年 3%上昇した場合、初年度と比較し 5 年目では計算上 15%以上の上昇となり、収支計画に影響すると見込まれることから「物価変動」における対応がどの程度なされるものか確認させていただきたい。</p>
回答 2	<p>横浜市では、社会における物価上昇等を踏まえ、賃金水準スライドや物価上昇にともなう増額措置等をこれまでも実施してきました。本市における今後の対応については、状況に応じてその都度検討することになります。</p>

【資料名】 申請要項	
【ページ】 37 ページ「(3)修繕等」	
質問 3	<p>神奈川区福祉保健活動拠点は平成 11 年の開館から 25 年を経過しており、専有スペースに限らず「はーと友神奈川」全体の設備や共用部分にも劣化が見られます。</p> <p>市民利用施設の長寿命化計画をふまえ、次期指定管理期間において行政としてどのような補修計画を策定されているかご回答ください。</p>
回答 3	<p>現時点で横浜市として次期指定管理期間に実施する長寿命化工事については申請要項 P37 に記載されているとおりです。1 2 条点検や施設管理者点検などにおいて報告された修繕が必要な案件について、規模や優先度を見極めながら計画を立てて実施します。</p>

【資料名】 申請要項	
【ページ】 40 ページ「建物の所有形態・区分所有」他	
質問 4	○指定管理者申請要項 40 ページ「建物の所有形態・区分所有」 福祉保健活動拠点専有部、他施設専有部及び共用部について明確に場所を示していただけますでしょうか。
回答 4	所有区分及び使用区分（専用/共用）については同 P43～44 に記載の別表をご確認ください。

【資料名】 指定管理料提案書・収支予算書作成方法	
【ページ】 上限額について	
質問 5	今期の指定管理料と比較し、今回の上限額は増額されていますが、増額の要因や積算根拠についてご回答ください。
回答 5	第 5 期上限額は、過去の当該施設の執行額もふまえて積算しています。

担当： 神奈川県福祉保健課 野村、赤尾

電話 411-7135

メール [kg-fukuho@city.yokohama.lg.jp](mailto:kg-fukuho@city.yokohama.lg.jp)